

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)平成28年度第1四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	大気汚染常時監視テレメータシステム用機器一式	情報処理用機器	富士通リース(株)	2,391,444円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	モノクロデジタル複合機 長期買入(単価契約)	情報処理用機器	富士ゼロックス(株)	3,355,128円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
3	圧縮天然ガス(単価契約)1	高圧ガス	小浦石油(株)	基本単価 115.0円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-
4	圧縮天然ガス(単価契約)2	高圧ガス	タイガー石油(株)	基本単価 115.0円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-
5	圧縮天然ガス(単価契約)3	高圧ガス	タカタエナジー(株)	基本単価 115.0円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-
6	圧縮天然ガス(単価契約)4	高圧ガス	日交商事(株)	基本単価 118.8円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-
7	塵芥収集自動車修理(ハイブリッド用バッテリー交換)	産業用機器	三菱ふそうトラック・バス(株)	1,783,512	平成28年6月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大気汚染常時監視テレメータシステム用機器一式借入

### 2 契約の相手方

富士通リース株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、大気汚染防止法に基づき、市域における大気汚染物質の常時監視をするために使用してきたテレメータシステム機器の借入である。

今回の賃貸借契約に係る機器は、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局での測定データをテレメータ装置により伝送し、環境局の環境情報システム室において集中監視するものである。これらの測定データは、光化学スモッグ発令時の緊急時対策や大気汚染防止対策の基礎資料として活用しており、同システム機器を引き続き使用する必要がある。

同システム機器の長期借入期間の満了に伴い、新たな機器の借入契約を検討したが、これまで故障等もなく今後も使用可能であること、また、新たな機器を借入契約するよりも、既存の機器を再リース契約するほうが経済的に有利であることから、保守が満了するまでの期間（平成28年4月1日から平成29年2月28日までの11か月）、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7944）

# 2

## 随意契約理由書

1 案件名称

モノクロデジタル複合機 借入（単価契約）

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

本契約で使用する機器は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 4 年間契約し使用してきたものであるが、当初契約時に新造品を導入していることや、耐用年数（5 年）を経過していないこともあり、これまで大きな故障もなく修理回数も少ないため、引き続いての使用に支障が無いと判断した。

また、現有機を継続して賃貸借した方が、新たに契約を締結するよりも経済的に有利であり、本市の利益の増進につながると合理的に判断されるため、本機器所有者である上記業者と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課（契約グループ）

（電話番号 06-6630-3127）

# 3

## 随意契約理由書

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入 (単価契約)

2 契約相手方

小浦石油 (株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設 (東南環境事業センター敷地内) と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営している小浦石油 (株) と特名随意契約をする。

小浦石油 (株) 経営スタンド

- ・ 芦原橋エコ・ステーション (大阪市浪速区塩草 3-12-3)
- ・ 中環東大阪エコ・ステーション (東大阪市稲田三島町 3-7-1)

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3122)

# 4

## 1 案件名称

圧縮天然ガス 買入（単価契約）

## 2 契約相手方

タイガー石油（株）

## 3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスコミ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設（東南環境事業センター敷地内）と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを運営しているタイガー石油（株）と特名随意契約をする。

タイガー石油（株） 経営スタンド

・今福鶴見エコ・ステーション （大阪市鶴見区鶴見4-3-28）

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 総務部 総務課 （電話番号 06-6630-3122）

# 5

## 随意契約理由書

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入 (単価契約)

2 契約相手方

タカタエナジー (株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスコミ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設 (東南環境事業センター敷地内) と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを運営しているタカタエナジー (株) と特名随意契約をする。

タカタエナジー (株) 経営スタンド

・西淀川エコ・ステーション (大阪市西淀川区大野 2-2-21)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3122)

# 6

## 随意契約理由書

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入 (単価契約)

2 契約相手方

日交商事 (株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設 (東南環境事業センター敷地内) と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを運営している日交商事 (株) と特名随意契約をする。

日交商事 (株) 経営スタンド

・弁天町エコ・ステーション (大阪市港区弁天2-12-2)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3122)

## 随意契約理由書

# 7

1. 案件名称  
塵芥収集自動車修理(ハイブリッドバッテリー交換)
2. 契約の相手方  
三菱ふそうトラック・バス(株)
3. 随意契約理由  
三菱ふそうトラック・バス(株)製塵芥収集自動車(なにわ800す3199)のハイブリッドバッテリーの性能が低下しており、車両が使用できない状態に陥っている。ハイブリッドバッテリーは特種部品に指定されており、部品交換後に三菱ふそうトラック・バス(株)専用故障診断装置(MUTⅢ)を使用して車両にバッテリー情報を登録する必要がある。通常の整備工場では専用テスターを保有しておらず、三菱ふそうトラックバス(株)のサービス工場でのみ交換が可能である。  
製造者独自の技術により一括責任で設計・製造したもので、構造・整備要領及び部品は製造者のみが熟知しているため、製造業者以外での修理は不可能である。  
よって三菱ふそうトラック・バス(株)と特名随意契約を行う。
4. 根拠法令  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
5. 担当部署  
南部環境事業センター整備担当